

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年12月5日

【会社名】 ニッタ株式会社

【英訳名】 Nitta Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新田 元 庸

【本店の所在の場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理、総務CSR担当 永 矢 敏 則

【最寄りの連絡場所】 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号

【電話番号】 06 - 6563 - 1211

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理、総務CSR担当 永 矢 敏 則

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 629,514,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 ニッタ株式会社東京支店
(東京都中央区銀座8丁目2番1号)
ニッタ株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|---|
| 普通株式 | 246,000株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となるものであります。 なお、単元株式数は100株であります。 |

- (注) 1. 平成26年12月5日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | | | |
| その他の者に対する割当 | 246,000株 | 629,514,000 | |
| 一般募集 | | | |
| 計(総発行株式) | 246,000株 | 629,514,000 | |

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2) 【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|-------------|----------|-------------|
| 2,559 | | 100株 | 平成26年12月22日 | | 平成26年12月25日 |

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行総額を払い込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

| 氏名 | 所在地 |
|-------------------|------------------|
| ニッタ株式会社 総務CSRグループ | 大阪市浪速区桜川四丁目4番26号 |

(4) 【払込取扱場所】

| 氏名 | 所在地 |
|--------------------|-------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 本店営業部 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 629,514,000 | | 629,514,000 |

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額629百万円につきましては、当社奈良工場及びニッタ精密伝動(常州)有限公司の設備投資資金に全額を充当する予定であります。具体的には、当社奈良工場において生産性向上を目的に老朽化したゴム練用設備の更新に500百万円、ニッタ精密伝動(常州)有限公司における新たなベルト製造設備の設置に129百万円を予定しております。

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 投資予定金額 (百万円) | | 資金調達 方法 | 着手及び 完了予定年月 | |
|-------------------------|------------------------|----------------|---------|-----------------|------|-----------------------------|----------------|--------------|
| | | | | 総額 | 既支払額 | | 着手 | 完了 |
| ニッタ株 | 奈良工場 (奈良県 大和郡山市) | ベルト・ゴ ム製品事業 | ゴム練用設備 | 679 | 126 | 自己株式 の処分資 金及び自 己資金 | 平成25年 4月 | 平成26年 12月 |
| ニッタ精密 伝動(常州) 有限公司 | 中華人民共和国 江蘇省常州市 | ベルト・ゴ ム製品事業 | ベルト製造設備 | 132 | | 自己株式 の処分資 金及び自 己資金 | 平成26年 10月 | 平成27年 6月 |

(注) 金額には、消費税等を含めておりません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

| | |
|-----------------|--|
| 名称 | 三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)) |
| 本店の所在地 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 |
| 直近の有価証券報告書等の提出日 | 有価証券報告書 第2期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日) 提出日：平成26年6月30日 関東財務局長に提出 半期報告書 第3期中(自平成26年4月1日至平成26年9月30日) 提出日：平成26年11月27日 関東財務局長に提出 |

(注) 本有価証券届出書提出日現在によるものです。

b 提出者と割当予定先との関係

| | |
|----------|--|
| 出資関係 | 割当予定者は当社の普通株式100,000株(発行済株式総数の0.33%)を保有しております。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年9月30日現在のものです。

従業員持株会信託型ESOPの内容

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社と三井住友信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者とする特定金銭信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。)を締結することによって設定された信託口です。当社の従業員持株会である「ニッタ従業員持株会」(以下「本持株会」といいます。)の仕組みを応用した従業員持株会信託型ESOP(以下「本制度」といいます。)は、従業員株式所有制度に該当しますので、以下本制度の内容を記載します。なお、本持株会は従来どおり存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではございません。

(1) 概要

本制度は、本持株会に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本制度では、三井住友信託銀行株式会社(信託口)が、本信託の設定後約5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三井住友信託銀行株式会社、借入人を三井住友信託銀行株式会社(信託口)とする二者間で締結される責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また、第三者割当については、三井住友信託銀行株式会社(信託口)と当社の間で有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三井住友信託銀行株式会社(信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内(約5年)において、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的にその時々々の時価で本持株会に売却します。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三井住友信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。その後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払いの借入元利金などを支払い、残余財産が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する社員(下記(3)をご参照下さい。)に分配します。当該分配については、受託者である三井住友信託銀行株式会社と当社が特定金銭信託契約を締結しており、当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、損失補償契約に基づき補償人である当社が補償履行します。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権その他の株主としての権利行使(以下、「議決権行使等」といいます。)については、信託管理人が本信託契約及び本信託契約に定める「株式の取扱いに関するガイドライン」に従って議決権行使等の指図を受託者に対して行い、受託者はその指図に従い議決権行使等を行います。なお、信託管理人は当社社員が就任します。

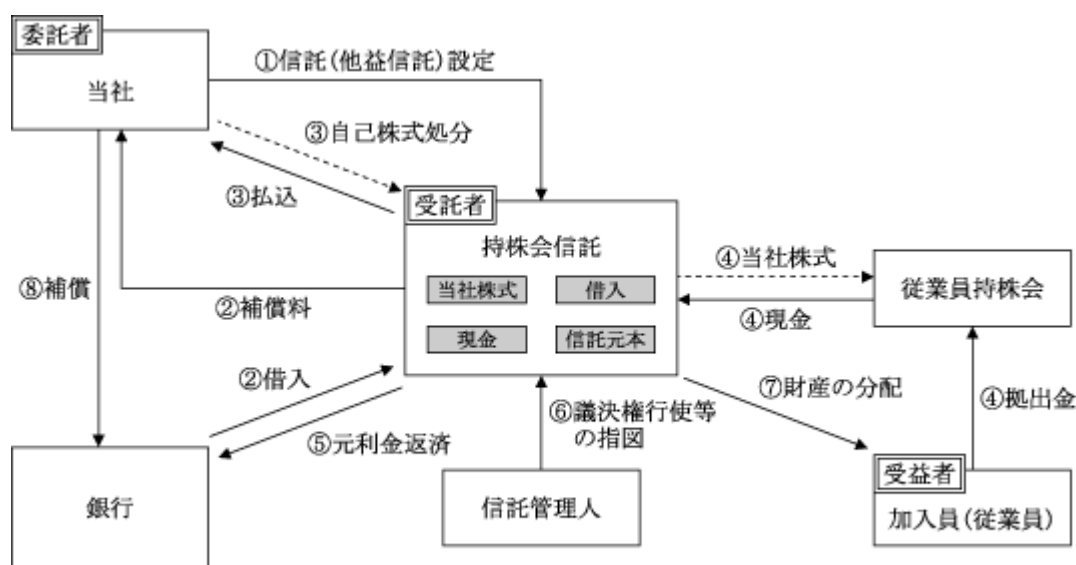
(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

246,000株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託終了日において、本持株会に加入しているもののうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

< 本信託の概要 >



(注) -----> 点線は株式の移動

当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。

持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。

持株会信託は、持株会が今後約5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。

持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。

持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。

信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権の行使、その他の信託財産管理の指図を行います。

株価上昇により、上記による借入金の返済後に持株会信託内に残余株式がある場合には、当該株式を換価処分の上、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して、信託期間内に持株会を通じて取得した株数に応じて計算される分配金が金銭により交付されます。

株価下落により、持株会信託内の残余財産を処分後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記の補償契約に基づき、当社が一括して残存債務を弁済します。また信託期間内に当社株式が無くなった場合は、信託期間の満了前に終了することがあります。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、三井住友信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、本持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を社員へ分配することを通じて、社員の福利厚生を図り、社員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社では、機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その金庫株の有効活用として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

なお、本制度においては、「従業員持株会信託型E S O Pの内容 (1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる三井住友信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものです。

d 割り当てしようとする株式の数

246,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、当該契約に基づき、毎月当社株式を本持株会に対してその時々の時価で売却することになっております。なお、三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当該契約に基づき、原則として本持株会以外に当社株式を売却することはございません。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、売却する当社株式の売却代金として本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす社員(「b 提出者と割当予定先との間の関係」で記載した「従業員持株会信託型E S O Pの内容 (3)受益者の範囲」をご参照下さい。)に分配されます。

なお、当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)との間におきまして、払込期日(平成26年12月25日)より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書締結の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、貸付人からの借入金によって払込みを行う予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人、補償人、貸付人の三者間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、補償人が補償履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記補償に対し、本信託契約に基づき借入人から補償料を受取ります。

割当予定先 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)
(再委託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))

借入人 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)

補償人 : 当社

貸付人 : 三井住友信託銀行株式会社 (629百万円)

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、本持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。信託管理人は、本信託契約締結時および信託財産である株式の発注時において当社に関する未発表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社社員が就任します。なお、信託管理人は、三井住友信託銀行株式会社(信託口)に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査によって割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないことを確認しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

1株あたりの処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、当該処分に係る取締役会決議直前日3ヶ月間(平成26年9月5日から平成26年12月4日)の東京証券取引所における当社株式の終値平均値である2,559円(円未満切捨)としています。直前3ヶ月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く、合理的であると判断したためです。また、当社の株価は日経平均の株価に比較し変動幅が大きく、株価の短期的変動が比較的起きやすいものと認識しているため、3ヶ月平均を参考とする方が、株価水準がより平準化され、客観性が高く合理的であると取締役会で判断いたしました。

なお、当該価額は東京証券取引所における当社株式の取締役会決議前日(平成26年12月4日)の終値2,784円との乖離率-8.08%、取締役会決議前1ヶ月(平成26年11月5日~平成26年12月4日)終値平均である2,646円(円未満切捨)との乖離率-3.29%、及び同じく6ヶ月(平成26年6月5日~平成26年12月4日)終値平均である2,493円(円未満切捨)との乖離率+2.65%となっていることから、処分価額の算定は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、処分先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役4名(うち2名は社外監査役)が、上記と同様の理由により、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の本持株会の年間買付実績をもとに、今後約5年間の信託期間中に本持株会が三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))より購入する予定数量に相当するものです。その希薄化の規模は発行済株式の総数に対し0.81%(小数点第3位を切り捨て、平成26年9月30日現在の総議決権個数290,034個に対する割合0.84%)と小規模なものです。当社としては、本件はグループ社員へのインセンティブ供与が目的であり、中長期的には当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えております。

また、本信託スキームでは、当面は株式市場への本自己株式処分による株式が大量に流出することは考えられないため、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であり合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%) |
|---|---|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| 新田ゴム工業(株) | 大阪市浪速区桜川4丁目 4-26 | 2,842 | 9.79 | 2,842 | 9.71 |
| 日本トラスティ・サービス 信託銀行(株)(信託口) | 東京都中央区晴海1丁目 8-11 | 2,738 | 9.44 | 2,738 | 9.35 |
| アイビーピー(株) | 大阪市浪速区桜川4丁目 4-26 | 2,301 | 7.93 | 2,301 | 7.86 |
| 合同会社オンガホールディ ングス | 堺市堺区中三国ヶ丘町1丁 3-36 | 1,430 | 4.93 | 1,430 | 4.88 |
| 日本マスタートラスト信託 銀行(株)(信託口) | 東京都港区浜松町2丁目 11-3 | 1,316 | 4.53 | 1,316 | 4.50 |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT (常代) 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部 | 50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK 東京都中央区日本橋3丁目 11-1 | 1,218 | 4.19 | 1,218 | 4.16 |
| ニッタ取引先持株会 | 大阪市浪速区桜川4丁目 4-26 | 1,110 | 3.82 | 1,110 | 3.79 |
| CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS (常代) みずほ銀行 決済営 業部 | WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND 東京都中央区月島4丁目 16-13 | 834 | 2.87 | 834 | 2.85 |
| JP MORGAN CHASE BANK 385166 (常代) みずほ銀行 決済営 業部 | 25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 JP, UK 東京都中央区月島4丁目 16-13 | 710 | 2.45 | 710 | 2.42 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常代) みずほ銀行 決済営 業部 | P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSTTS 02101 U.S.A | 661 | 2.27 | 661 | 2.26 |
| 計 | | 15,163 | 52.28 | 15,163 | 51.84 |

(注) 1 平成26年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか当社所有の自己株式1,260,300株(平成26年9月30日現在)は割当後1,014,300株になります。た
だし、平成26年10月1日以降の単元未満株式の買取りによる変動数は含めておりません。

3 所有議決権数の割合は少数第3位を切り捨てして表記しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第85期(自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)平成26年 6 月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第86期第 1 四半期(自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)平成26年 8 月 7 日関東財務局長に提出

事業年度 第86期第 2 四半期(自 平成26年 7 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)平成26年11月13日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年12月 5 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づき臨時報告書を平成26年 6 月26日に関東財務局長に提出

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年12月 5 日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号(主要株主の異動)の規定に基づき臨時報告書を平成26年 8 月29日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書(第85期)及び四半期報告書(第86期第1四半期及び第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成26年12月5日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成26年12月5日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ニッタ株式会社本店

(大阪市浪速区桜川四丁目4番26号)

ニッタ株式会社東京支店

(東京都中央区銀座8丁目2番1号)

ニッタ株式会社名古屋支店

(名古屋市中村区名駅南一丁目17番23号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。